

倉敷市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年5月11日(水) 午前9時55分から午前10時11分
- 2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室
- 3 出席委員 22人
会長 1番 吉田 幸夫 委員
会長代理 5番 田邊 洋樹 委員
会長代理 21番 白神 勇 委員

委員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員
6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員
9番 野口 國治 委員 10番 安田 公彦 委員 11番 高橋 英和 委員
12番 藤原 正美 委員 13番 難波 明朗 委員 15番 中西 公仁 委員
16番 藤原 安信 委員 17番 矢野 秀典 委員 18番 片岡 泰助 委員
19番 石井 雄一 委員 20番 出口 哲士 委員 22番 井上 保邦 委員
24番 小山 智子 委員

- 4 欠席委員 2人
14番 平井 正敏 委員 23番 難波 朋裕 委員

- 5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員
17番 矢野 秀典 委員 22番 井上 保邦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

報告第6号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二 事務局課長主幹 板谷 和俊 事務局課長主幹 塩見 雅子

事務局主幹 中村 英樹 事務局主幹 成田 裕次 事務局主任 小山 八穂子

事務局主任 大橋 浩直 事務局副主任 田中 和子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前9時55分)
事務局 吉井副参事	皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から5月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。
吉田会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和4年5月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は22名です。 在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
議長	それでは、議席番号5番田邊洋樹委員と議席番号8番山地康弘委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大橋主任と田中副主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて15件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から15番について調査票をもとに説明】 14番と15番について、農地同士の交換を目的とした申請ですが、申請者の一方は交換後においても下限面積要件を満たすことができません。 しかし、農地法施行令第2条第3項第2号(交換特例)に規定される要件で ①交換の結果、取得後に一方の申請者の耕作面積が下限面積を満たしていること。 ②等積交換であること。(目安としては、交換時の面積差が概ね当事者が交換する面積の少ない面積の2割まで) ③農地の利用増進につながるような交換であること。 14番は、以上すべての要件に該当するため、許可意見と判断しました。 このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている、

もしくは施行令第2条第3項第2号（不許可の例外）に該当するため、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の15件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということですので、議案第1号の、1番から15番までについて、許可、と決定いたします。
続きまして、4頁をご覧ください。
議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】
中村です。説明させていただきます。
議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に2件の申請がございました。
次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。
【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】
今回申請のありました2件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた2件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。
この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。
ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の2件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番と2番について許可、と決定します。
続きまして、5頁をご覧ください。
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。
それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】
中村です。説明させていただきます。
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁から8頁にかけて14件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました14件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた14件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この14件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明がありました、農地法第5条の規定による許可申請の14件は全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から14番について許可、と決定します。

続きまして、9頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいます、武本委員、山本委員、山地委員、矢野委員、井上委員に関する案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(武本委員、山本委員、山地委員、矢野委員、井上委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 **【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】**

塩見でございます。それではご説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、9頁から36頁にかけて165件の計画が、農業委員会に提出されました。

利用権の権利の種類の内訳でございますが、賃貸借が30件、使用貸借が135件でございます。

また、利用期間につきましては更新が58件、更新切れを含む新規が107件でございます。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが72件、農地所有適格法人によるものが8件、その他は個人でございます。

借り手は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備もございませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、165件とも承認が相当と判断いたします。

各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。事務局、5名の委員に入室するように伝えてください。</p> <p>(入室)</p> <p>退室されていた5名の委員に報告いたします。 議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。 続きまして、37頁をご覧ください。 議案第5号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」です。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第5号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についての説明】</p> <p>成田です。議案第5号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」説明させていただきます。</p> <p>37頁の7筆の案件であります。これにつきましては、昨年度利用状況調査によって、昨年11月末現在でB分類判断された筆の内、最終的に農業委員・推進委員3人で確認していただきました真備町上二万地区の7筆について、「農地法第2条第1項の農地」に該当しない、いわゆる非農地と判断するものであります。</p> <p>去る5月9日に開催されました真備地区協議会では、異議なしとのことであります。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、7件は承認することに皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号についての、7件は承認とします。</p> <p>ここからは、報告案件です。 報告第1号から、報告第6号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【報告第1号から第6号について報告・説明】</p> <p>成田です。報告いたします。</p> <p>38頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、38頁から47頁にかけて22件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に48頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、48頁から50頁にかけて13件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に51頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、51頁から63頁にかけて59件の市街化区域内農地に係る転用届出が</p>

	<p>農業委員会に提出されました。</p> <p>次に64頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが64頁から65頁にかけて7件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に66頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、66頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に67頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農用地利用配分計画について」でございますが67頁から68頁にかけて7件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。</p> <p>本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地において、借り手の変更により権利が移転されたものと及び新たに権利が設定されたものでございます。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【質問なしの声】</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第6号については、すべて確認、了承いただきました。</p> <p>以上で、すべての 議案審議、報告が終わりました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
吉井副参事	<p>【事務局から連絡事項を伝える】</p> <p>事務局から連絡事項をお伝えします。</p> <p>(次回総会の日程案内など連絡)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回総会は6月8日(水)です。</p> <p>ご出席のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時11分)</p>

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和4年5月11日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員